２０２６年１１月５日

各　　位

会 社 名　**株式会社メディパルホールディングス**
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　今　川　国　明
（コード番号　７４５９　東証プライム市場）
問合せ先　執行役員 経営企画本部 広報部長　池　内　利　行
（ＴＥＬ．（０３）３５１７－５１７１）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 12 月 15 日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

これまで、当社は、機動的な資本政策及び配当等を図るため、剰余金の配当等については株主総会ではなく取締役会の決議によることとしておりました。しかしながら、株主還元の拡充や成長投資への充当等について、株主の皆様との建設的な対話の重要性が増してきていることを鑑み、株主の皆様が株主総会において意思を表明する機会を確保するべく、剰余金の配当等について、取締役会で決定することに加え、株主総会で決定できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、定款の変更については、当社の株主である The Northern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trust（以下「提案株主」といいます。）から同一内容の提案が行われております。提案株主による提案の理由は、本日別途開示いたしました「臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（剰余金の配当等の決定機関） 第 39 条　当会社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第	（剰余金の配当等の決定機関） 第 39 条　当会社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第

459 条第 1 項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による。 2. 前項に定める事項は、法令の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。	459 条第 1 項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によることができる。 2. （削除）

3．変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日　2026 年 12 月 15 日（火）

定款変更の効力発生日　2026 年 12 月 15 日（火）

以　上